

2.3 各省庁による評価

各省庁は、主に政策評価法に基づいて ODA 関連の政策等の評価を行っております。2013 年度に実施した政策等の評価は以下のとおりです。次ページ以下では、このうち★のついた案件の概要を紹介しております。

府省庁名	評価対象	評価対象の政策・施策・事業名	評価の種類	評価者
金融庁	施策	★アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援	政策評価	自己評価
総務省	政策	★ ICT 分野における国際戦略の推進	政策評価	自己評価
	事業	万国郵便連合を通じた国際貢献	政策評価	自己評価
	事業	国連アジア太平洋統計研修所運営事業への支援	政策評価	自己評価
法務省	施策	★法務行政における国際協力の推進	政策評価	自己評価
財務省	施策	★国際開発金融機関を活用した支援	政策評価	自己評価
文部科学省	施策	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	政策評価	自己評価
	施策	国際交流の推進	政策評価	自己評価
	施策	★国際協力の推進	政策評価	自己評価
厚生労働省	施策	国際機関の活動への参画・協力を推進すること：国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること	政策評価	自己評価
	施策	★国際機関の活動への参画・協力を推進すること：世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること	政策評価	自己評価
農林水産省	政策	★総合的な食料安全保障の確立	政策評価	自己評価
	施策	★国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進	政策評価	自己評価
経済産業省	政策	★対外経済政策	政策評価	自己評価
国土交通省	政策	★国際協力、連携等の推進	政策評価	自己評価
環境省	事業	★クリーンアジアイニシアティブの推進	政策評価	自己評価

<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

政策等の内容

アジアの新興市場国の金融監督当局者に対して、金融庁の担当者及び金融業界（銀行・証券・保険）の専門家等から金融行政に関する講義等を実施した。

評価結果の概要

●総合評価

金融システムの監督体制の整備を必要とするアジア新興市場国の金融監督当局者に対して技術支援を行い、研修で得た結果を実務に活用したいとの回答をアンケートで得たことは、アジアの新興市場国の金融行政等の発展に一定の効果を上げたと評価できる。

●必要性／妥当性

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に規制・監督する立場から、日本の経験や国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融監督当局との連携強化に努めている。このことは、アジアにおける日本の金融機関の事業展開支援の観点から、日本の国益とアジア新興市場国の金融システム発展のニーズに資するものである。金融の国際化・一体化が急速に進展する中、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、日本を含む国際金融システムの安定性の向上において重要であり、一層寄与する必要性がある。

●有効性

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援事業の参加者（32名）に対し、事後アンケート調査を行った。その結果、回答者の全員から、研修で得た結果について「同僚と情報共有を行い、具体的に活用する」「実際の業務に役立っている」などの回答を得た。

（アンケート結果）

- ・保険監督者セミナー：100%
- ・証券監督者セミナー：100%
- ・銀行監督者セミナー：100%

●効率性／適切性

過去に行った各種調査結果（例えば、実務や制度等についての講義だけでなく、ケーススタディーの要請やセミナーの開催等）に基づいて企画立案を行うことで、必要な情報を紹介するセミナーであったと評価できる。

教訓・政策への反映・対応策

本件研修が「同僚と情報共有を行い、具体的に活用する」、もしくは「実際の業務に役立っている」との回答を得ていることから、今後とも実務に焦点を当てた研修を実施する。



銀行監督者セミナー



証券監督者セミナー

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

政策等の内容

政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、情報通信技術（ICT）分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた日本の ICT に関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び日本の ICT 企業の海外展開支援を図る。

評価結果の概要

●総合評価

アジア、アフリカ、南米等において、ICT 分野における協力の合意やシンポジウム・セミナー開催等により、当該地域の諸課題の解決を支援し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献している。また、トップセールス、官民ミッションの派遣や官民で協力して行う実証実験により、日本の ICT 産業の海外展開支援を効果的に推進している。

●必要性／妥当性

ICT は、全ての社会・経済活動の基盤であり、経済成長のみならず、社会的課題や地球的課題の解決に貢献するツールとして、その果たすべき役割は大きい。世界がグローバルにつながり、各国の抱える課題と地球的課題が密接不可分なものとなった昨今においては、日本がこれまで培ってきた ICT の強みを活用し、国際展開を推進することで、日本経済の成長と国際社会への貢献を同時に達成することが可能となる。開発途上国等における諸課題の解決に ICT を活用し主体的に支援・協力することは、日本の国際社会でのプレゼンス向上及び日本企業の国際競争力の強化に貢献するとともに、途上国のニーズとも合致している。またそのために、政策対話の実施、国際会議等への積極的な参加、国際機関への貢献、ミッション団派遣や実証実験を実施することは、重要な手段と言える。

●有効性

国際機関の会議や二国間協議については、日 ASEAN 情報通信大臣級会合において、ASEAN 連結性の強化に貢献する「ASEAN スマートネットワーク構想」の推進が承認される等、ASEAN 各国を始め、インド、アフリカ、南米諸国等との政府要人と ICT 分野における今後の協力に関する会談を実施し、協力強化について合意を図ることができた。

特に、大臣等のハイレベルの現地訪問において、ODA 案件の円滑な執行や地上デジタルテレビ放送の日本方式採用を契機とした日本の ICT システムの利用を働きかけるなどし

たことにより、日本企業の ICT 関連市場への進出を後押しすることができた。

また、アジア太平洋電気通信共同体（APT）や JICA 等の研修を通じ、日本の優れた ICT 技術及びノウハウを移転することにより、ICT 分野の人材育成に貢献できた。このような取組を通して、途上国及び新興国における、通信インフラ整備、デジタルデバйд解消、防災・減災対策や環境問題等の課題解決に貢献できた。

●効率性／適切性

二国間・多国間の政策協議や国際機関などにおける会議への参画等を通じ、重点分野や対象国を選定し、また、対象国の制度・実情を事前に良く把握することにより、途上国における防災・医療・環境等の社会的課題解決に向けた取組を効率的に進めることができた。特に、フィリピンについては地デジ日本方式の採用を契機とした防災分野での ICT システムに関する協力の合意がなされるなど、同国の社会的課題解決に向けた取組を効率的に推進できた。

教訓・政策への反映・対応策

ODA をより効果的に実施するために、民間との連携を一層推進していくとともに、防災、社会インフラシステム（道路、空港等）、医療、教育、環境等、公的サービス分野における ICT の積極的活用を行っていくことは、途上国の諸課題の解決に貢献するとともに、日本の国際社会の地位向上等につながるものであり、今後も本施策の取組を続けていく必要がある。

備考

当該政策は、一部に ODA 事業も含む。

当該政策の平成 26 年度政策評価は、モニタリングとした。



APT 研修「ローラエリアのための小規模通信の実用技術とそれらの実施」の様子

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

政策等の内容

国際協力を推進するため、国際連合（国連）と協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供する。

評価結果の概要

●総合評価

国連の施策及び取組を踏まえ、国際基準や各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等の実施及び国際会議への参加により、最新の国際的知見・情報の収集や、国連等の関係機関との関係強化ができた。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修や国際会議の招へい等の成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。したがって、国際協力の推進という所期の目標を十分達成できた。

●妥当性

国連と協力して行う研修・研究及び調査において、可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式が適切である。また、法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者との対話や協議を行い、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるため妥当な手段である。

●有効性

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、域内各国が今後取り組むべき課題についての議論を通じ、関係機関と緊密な関係を構築できた。さらに、国際会議で得た情報や人的ネットワークは、国際研修等で活用

しているとともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効である。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等であり、研修・研究の成果は各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されており、これらの実績は、日本の国際社会における地位向上にも資するため、有効である。

●効率性

国連主催の犯罪防止に関する重要な会議への参加は、日本の刑事司法運営の貴重な資産となり、効率的な人的ネットワークの拡充ができた。また、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、日本国内及び現地における研修・セミナーの開催、専門家会議の開催、学者や法律実務家によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

国連と協力して行う研修・研究及び調査は、国連との協定や「キャパシティ・ビルディング支援に関する G8 司法・内務閣僚宣言」等を踏まえ、今後も継続実施していくとともに、新規研修等についても積極的に開拓する。また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、日本の国際社会における地位向上にも資するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行う。



「日・ミャンマー法制度比較共同研究」（2013年6月）



「刑事政策公開講演会」（2014年1月）

http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/index.html

政策等の内容

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBs の活動に積極的に貢献する。さらに、MDBs の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本の ODA 政策・開発理念を MDBs の政策に反映させる。

評価結果の概要

●総合評価

財務省は、MDBs の主要株主として、MDBs が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念や ODA 政策を適切に反映させるよう努めている。平成 25 年度には、世界銀行とともに、あらゆる開発案件に防災の視点を取り入れることを目指し、日本の防災知識や経験を各地の防災ニーズと結びつけ、日本の知見を活かした防災技術協力を行う「日本－世界銀行防災共同プログラム」を開始した。当プログラムの中核を担う機関として、世界各地の防災拠点を結び、日本の知見を発信する「世界銀行東京防災ハブ」が世銀東京事務所に設置された。

また、平成 25 年 12 月、世界銀行とともに、「日本政府と世界銀行の保健共同研究」を総括し、開発途上国等のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）※略語表参照の課題と経験を共有するため、「保健政策閣僚級会合」を東京で開催した。会合では、各国の保健指導者等を始めとする約 200 名の参加を得て、UHC の実現又は持続に向け活発な議論を展開し、発展途上国が UHC の政策の立案・実行にあたり有効となる提言や日本の UHC 経験に基づく特に重要な教訓を「主要政策メッセージ」として取りまとめた。このように、MDBs の活動に積極的に貢献するとともに、MDBs の知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

●必要性

日本が、安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進するためには、各 MDB 本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、融資にはなじまない小規模の貧困削減プロジェクトの実施、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けた取組を行うことが

必要である。このため、平成 25 年度は、例えば下表に示すプロジェクトなどが承認された。

●有効性及び効率性

MDBs は、①気候変動、防災、貧困削減等の地球規模課題や国際社会の重要な問題に中心となって取り組み、国際協力における豊富な経験が蓄積されている、②国際協力の幅広い分野を網羅し最先端の専門的知識を有する優秀な人材が全世界から集まっている、③数多くの現地事務所を有することにより現地の支援ニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援を可能とする優れた情報網を有する、④途上国の債務状況やガバナンスについてのデータを基に客観的な指標を作成し、それに基づいた援助が行えるなどの長所があり、この長所をいかした MDBs を通じた支援は、国際協力の極めて有効かつ効率な手段である。このため、財務省は、日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、MDBs と協調・連携した途上国への資金協力を行っている。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、日本の ODA 政策・開発理念を MDBs の政策に反映させる。また、MDBs の専門的知見や人材を活用することで、日本の支援の効果・効率を増大させる。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高める MDBs の取組を積極的に支援していく。

また、MDBs を通じた開発援助について、広く一般に紹介する。

平成 25 年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例

MDB	プロジェクト名	対象国	承認額
世界銀行	都市再生活動を通じた貧困・脆弱層支援	ネパール	約300万ドル
	モーリタニア帰還難民への食料不足改善・雇用創出・コミュニティ機能強化支援	モーリタニア	約300万ドル
	手芸職人層雇用創出支援	パキスタン	約300万ドル
アジア開発銀行	南アジア地域における貿易円滑化支援	リージョナル	150万ドル
	台風コランダ被災地緊急支援	フィリピン	2,000万ドル
	再生可能エネルギー供給システム構築支援	ミャンマー	200万ドル

国際協力の推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価

評価時期：平成25年9月

評価者：文部科学省

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2013/12/05/1342081_6.pdf

政策等の内容

国際協力の推進を図るため、日本と新興諸国間の教育分野における協力・交流を一層進める。また、国際機関が実施する事業に拠出等を行い、国際的な取組にも貢献する。

評価結果の概要

●総合評価

国際協力推進会議において新興諸国に対する教育協力戦略を検討し、産学官関係者の協働によるオールジャパンの国際教育協力等に係る提言を「南米諸国との国際教育協力に関する審議のとりまとめ」としてまとめ、産業界や大学等の関係機関に配布し、文部科学省ホームページに掲載した。また、国際機関及び関係機関等を通じた国際的な取組への貢献については、東アジア教育大臣機構 (SEAMEO) への拠出金や国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) への信託基金による持続可能な開発のための教育 (ESD) の普及推進、国際連合大学において、国際的な人材育成プログラムが修士課程に引き続き、平成24年度には博士課程も開設される等、十分な進捗が得られた。

●必要性

グローバル化の進展、新興諸国の台頭等により日本を取り巻く環境が大きく変化する中、戦略的に国際教育協力を進めることは、日本のプレゼンスを強化し持続的な協力・連携関係の基盤を形成する観点から極めて重要である。また、日本はユネスコと連携して ESD の普及推進を図る様々な取組を行っている。国連「ESD の 10 年 (DESD)」の最終年である 2014 年にはユネスコとの共催により日本で「ESD に関するユネスコ世界会議」を開催予定であることから、DESD 提唱国として、率先して ESD の推進に取り組み、プレゼンスを示す必要がある。さらに、国連大学の本部所在国として、大学院の開設を支援し、サステナビリティ、国際協力、平和等の世界的課題解決のための研究や国際人材の育成を行うことは、地球規模課題の改善にも貢献する。

●有効性

SEAMEO が有する専門機関における研修への講師派遣者数は前年度の 5 人から平成 24 年度には 9 人に増加した。また、ESD の推進拠点となるユネスコスクールの加盟数は、ESD の 10 年の開始当初に比べ 24 校から 550 校へ 20 倍以上に増加した。

●効率性

国際協力推進会議の運営では、ワーキンググループ設置・少人数での集中的な議論の実施により、効率的な審議に努めた。外務省、JICA 等との連携による国際協力をより一層推進し、効率性を高めた。

教訓・政策への反映・対応策

国際協力推進会議については、まとめられた提言を実効性あるものにしていくために「国際教育協力に関する関係省庁連絡会議」を開催し、各省庁が連携する国際教育協力の具体的な実施方策について検討する。

備考

当該施策は、一部に非 ODA 事業も含む。

国際協力推進会議

「南米諸国との国際教育協力に関する審議のまとめ」提言のポイント

グローバル化の進展、新興諸国の台頭等により我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、特に資源の確保等我が国との互恵関係の構築、充実が期待される**ブラジルをはじめとする南米諸国からの要請に応え、戦略的に国際教育協力を進める**ことは、南米諸国における我が国のプレゼンスを強化し持続的な協力・連携関係の基盤を形成する観点から極めて重要。

具体的な実施に向けた今後の推進方策

(1) 基本的な考え方

- ①「**集中**」
見合い・予算・メンバーを効果的に活用するため、各種プロジェクトの「集中」を考慮。
- ②**日本側における組織的かつ継続的な協力体制の確保**
個人の力に依存することなく、国際教育協力を組織として継承していける体制を整備。
- ③**ポストODAへの対応**
資源や経済的優位性の観点から、重点国を優先的に支援。
- ④**南米での日本語教育**
南米の親日派を拡充するため、日系人のみならず日本人以外の人々への日本語教育を促進。
- ⑤**安全等リスクへの配慮**
事業実施に係るリスクマネジメントに十分配慮。

(2) 初等中等教育段階

- ①**南米諸国の初等中等教育機関への支援**
 - A **教員の資質の向上、教育環境の醸成等に向けた協力**
JICAの基礎教育分野プロジェクト等と連携し、教育課程・教科書等の整備や現地教員の養成等に協力。
 - B **持続発展教育(ESD)の視点を盛り込んだ教育協力**
地球市民教育や教育の質の向上を図るため、ESDの視点を盛り込んだ教育協力を実施。
 - C **大学等高等教育段階への進学準備上の協力**
中等教育段階での就学の増加、高等教育段階への円滑な接続を図るための協力を実施。
- ②**定住外国人の子どもへの支援**
 - A **「虹の架け橋」プロジェクト**
ブラジル人等の子弟の就学を支援するため、本プロジェクトの継続的な取組を推進。
 - B **外国人児童生徒の公立学校での受入体制の整備等**
日本での生活に必要な日本語や知識・技能の修得など、公立学校での受入体制の整備により教育支援を推進。
 - C **日本企業による教育協力**
国際の架け橋となる人材育成への取組として、引き続き、企業による社会貢献を期待。

(3) 高等教育段階

- ①**ブラジルの「国境なき科学」プロジェクト等**
本プロジェクトにおける日本での留学生受け入れについて、企業でのインターンシップを含め、確実に実施。
- ②**双方の学生交流**
我が国の学生を現地に派遣することにより、現地の理解を深め国際的視野を広げるとともに、国際協力に対する意識の高まりを期待。
- ③**大学間交流の構築**
国際教育交流の促進を図るため、南米諸国の大学との連携を推進。
- ④**工学系人材の養成等**
工学分野の新領域開発プロジェクトに重点を絞ることで大きな成果を期待。
- ⑤**科学技術協力を通じた人材育成**
SATREPS(地球規模課題解決国際科学技術協力)事業を継続し、研修生や留学生の受入を推進。

(4) 産業人材育成

現地の発展に資するエンジニア等人材の育成とともに、現地日系企業でのインターンシップの実施による協力を推進。

国際教育協力においては、産学官の連携などオールジャパンでの戦略的な取組が不可欠。**具体的な国の施策を立案・実施する関係各省等が参画する「連絡調整会議(仮称)」を設置**することを提案。

「南米諸国との国際教育協力に関する審議のまとめ」提言のポイント

国際機関の活動への参画・協力を推進すること：世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

評価の種類：政策評価に基づく評価
 評価時期：平成25年9月
 評価者：厚生労働省

政策

施策

事業

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/13jisseki/dl/X-1-1.pdf>

政策等の内容

■拠出金事業による技術協力事業

世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、それらを解決するための一助となること、及び新興・再興感染症*などの世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的として、日本の専門家や日本に蓄積されている高度な技術も活用し、世界保健機関（WHO）を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

※新興・再興感染症

新興感染症は、鳥インフルエンザなど、最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症を指す。一方、再興感染症は、既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加したものを指す。具体的には結核、マラリアなどがある。

■開発途上国におけるエイズ対策の推進

国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発途上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行うことにより、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

評価結果の概要

●総合評価

国際機関を通じた保健医療、公衆衛生等における国際協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献している。また、日本の施策の検討や制度の安定等にも資しており、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

●必要性

近年、国際社会で重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題については、各国が基本的な能力を持った上で協力して取り組むことが必要であり、WHO を通じた情報共有や対策の重要性が感染症の流行時にも繰り返し示されている。

また、開発途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となるため、開発途上国の開発・発展にも貢献することとなる。



第67回 WHO 総会

●有効性

保健医療、公衆衛生分野において、日本は長年の経験を有しており、特に東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、日本の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。

●効率性

現在、アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた日本の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。

教訓・政策への反映・対応策

当該施策は、国際社会へ貢献するだけでなく、日本の施策の検討や制度の安定等に資するものであり、今後も施策への取組を続けていく必要がある。

備考

当該施策は、一部に ODA 予算を含む。

より詳細な情報は厚生労働省ホームページを参照。

農林水産省

総合的な食料安全保障の確立

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成26年3月
評価者：農林水産省

政策

施策

事業

<http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/sougo/index.html>

政策等の内容

総合的な食料安全保障確立のため、アフリカ諸国等開発途上国に対し、技術支援・資金援助・食料援助等の国際協力を推進することにより、「国際的な食料の供給不安要因への対応」を図る。

評価結果の概要

●総合評価

国際協力の推進に関する施策が進められており、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●必要性／妥当性

世界の人口増や途上国の所得の向上等により、中長期的な世界の食料需給のひっ迫が予想される中、食料の多くを海外に依存する日本の食料安全保障を確保するためには、途上国の農業の振興を図る等、平素から世界の食料安全保障の強化が必要であり、講じられた政策手段は妥当な取組内容である。

●有効性

サブサハラ・アフリカの米の生産を2018年までに1,400万トンから2,800万トンに倍増するための取組に対する支援を実施し、2011年に2,000万トンが生産されたほか、マメ類やイモ類の増産の支援を行うなど、開発途上国における農林水産分野に関する基礎的調査や技術開発・人材育成、さらには国際機関への拠出を通じた国際協力を推

進した。また、東アジア地域においては、大規模災害等の緊急時に人道的な観点から対応することを目的として、平成24年7月にASEAN+3(ASEAN諸国及び協力3か国(日本、中国、韓国))緊急米備蓄(APTERR)協定が発効し、同地域内での緊急米備蓄体制が構築された。これら国際協力の推進により、世界の食料安全保障の強化への貢献が着実に図られている。

●効率性／適切性

国連食糧農業機関(FAO)等国際機関に支出する拠出金、開発途上国における農業生産拡大、漁業技術・資源管理の取組への支援、気候変動に対応したかんがい排水技術の開発及び普及促進、海外農業農村開発協力の促進等、体系的に整理された適切な政策手段を実施している。これらを通じて、アフリカの食料増産や東アジア地域における緊急米備蓄体制の確立など、国が主体的に取り組むべき課題に対して一定の効果が得られており、手段の効率性が認められた。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き、近年の穀物価格の高騰等を踏まえた、総合的な食料安全保障のための取組を着実に進めて行くことが必要。

備考

当該政策・施策は、一部にODA事業も含む。

国際的な協調の下での開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成25年8月
評価者：農林水産省

政策

施策

事業

<http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/index.html>

政策等の内容

日本の有する知見や人材等を活用し、開発途上地域の森林の整備及び保全等に関する協力や民間等を通じた協力への支援を実施する。

評価結果の概要

評価手法として相手国関係者を対象とした4段階評価のアンケート調査を実施し、平均が3.5以上となることを目標値として設定した。平成24年度の達成状況は、「平均値3.7：おおむね有効」評価となった。

教訓・政策への反映・対応策

企業、NGO等の多様な主体による海外森林保全活動を引き続き推進するため、情報整備や人材育成、プロジェクト形成調査支援、実証活動を通じた森林造成・保全技術の開発と普及を継続的に実施する。

備考

当該政策・施策は、非ODA事業も含む。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/25fy-seisakuhyouka/02.pdf

政策等の内容

- 国際的な貿易・投資ルールの構築、海外市場での日本企業の競争条件の改善に取り組む。
- 経済のグローバル化の中で日本の経済発展に不可欠な海外との貿易・投資を活発化するため、ODA・貿易保険等のツールを用いて、貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。
- 大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、厳格な貿易審査等を実施する。
- 適正な貿易管理体制を構築し、日本経済の健全な発展に寄与する。

評価結果の概要

●総合評価

企業の海外展開・進出の支援、競争環境整備として、平成25年3月に設置された経協インフラ戦略会議において、海外経済協力の戦略的かつ効率的な実施や、日本企業によるインフラシステムの海外展開について政府全体での後押しを検討した（同年5月に同会議において「インフラシステム輸出戦略」を取りまとめ）。

●必要性／妥当性

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月8日閣議決定）でも、日本の「安全・安心等の技術のアジア及び世界への普及」などが重要政策として言及されている。また、アジア拠点化・対日投資プログラム（平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定）においても、1)高付加価値拠点の増加、2)外資系企業による雇用者数倍増、3)対日直接投資倍増、の3つの目標を設定し、個別の施策に取り組むこととしている。

●有効性

(1) 膨大なインフラ需要を獲得すべく、関係閣僚によるトップセールスや事業実施可能性調査（FS）、相手国の人材育成支援、公的ファイナンス支援、政府間対話による支援など各種政策ツールを総動員し、日本企業のインフラシステム受注獲得を支援。このうち、インフラ案件の組成や提案のためのFSは平成24年度に36件支援し、21件が入札に向けた詳細設計等の次の段階に結びつく成果が得られた。

(2) 平成24年11月には、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」が施行され、グローバル企業の研究開発事業や統括事業に対する法人税の負担軽減や特許料軽減等の措置を講じた。さらに、「アジア拠点化立

地推進事業」において、グローバル企業による高付加価値拠点の国内立地に係る初期費用を補助しており、平成24年度には4件の事業を採択した。

(3) 平成24年度においては、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU経済連携協定（EPA）の交渉開始に合意し、日中韓FTAについては、第1回交渉会合を開催。これらに加えて、日モンゴルEPA、日カナダEPA、日コロンビアEPA、日オーストラリアEPAについての交渉会合を開催したほか、トルコとの間でEPA共同研究の開始に合意。また、TPP（環太平洋パートナーシップ）に交渉参加を表明した。

(4) 適正な貿易管理体制の構築については、安全保障貿易関連において、懸念国の調達活動に関する情報収集・分析を進め、関係国と連携しつつ機微貨物・技術の懸念国への移転防止を徹底するとともに、日本の安全保障に資する防衛装備品等の海外移転に関し、対応した。また、安全保障貿易関連以外において、国際条約等に基づく輸出入管理を着実に実施するとともに、2件のアンチダンピング調査を実施。

●効率性／適切性

厳しい財政状況の下、引き続きより少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、国内の各業界からのニーズや、国際的な諸情勢を踏まえ、引き続き貿易・投資のための環境整備の実施や国際的な貿易・投資ルールの構築などを着実に実施していく。

備考

当該政策・施策は、一部にODA事業も含む。



日本での研修における専門家による指導

国土交通省

国際協力、連携等の推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価

評価時期：平成26年8月

評価者：国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/>

政策等の内容

日本の国内市場が中・長期的に減少傾向にある一方で、アジアを始めとする新興国においては、引き続きインフラ整備を始めとした大きな需要が見込まれている。日本が培ってきた技術と経験を活かしたインフラシステム輸出の促進は、日本が成長を継続していくための重要な課題であり、具体的には、官民連携による海外プロジェクトの推進に取り組むため、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等、日本の優れた技術・システムの国際標準化等へ向けた取組を推進する。

さらに、相手国にとって技術移転や雇用創出を含めた真に役立つインフラ整備を進めることは、グローバル競争における日本の強みであり、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係の構築、連携強化にも資する。

このような観点から国土交通省では、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続して実施するとともに、開発途上国の自立的発展にもつながる研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援をしている。

なお、インフラ輸出については、経協インフラ戦略会議において「インフラシステム輸出戦略」（平成26年度改訂版）が決定された（平成26年6月3日）ほか、「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）にも国際展開戦略の一部として掲げられ、政府全体での取組の推進を図っている。

評価結果の概要

●総合評価

相手国のニーズや国際的諸情勢を踏まえ、効果的に事業を実施した結果、国際会議やセミナー、研修、調査等の実施件

数は増加傾向にあり、本政策は一定の効果を上げていると評価できる。

●必要性／妥当性

特に国際協力の場において国土交通分野の重要性は大きく、経済社会基盤の整備は不可欠である。そのため国土交通省では日本で蓄積した知識と経験を活かした海外プロジェクト支援・政策対話の実施・技術移転等を通して国際協力、連携等を推進している。

●有効性

日ASEAN 交通大臣会合や海外インフラ PPP（官民連携）協議会などの国際会議、多国間・二国間会議、セミナー、研修等を継続的に実施することにより、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト数は増加の基調にあり、本政策は、相手国や国際機関との連携・協力の一層の強化のために有効である。

●効率性／適切性

対象国や分野の重点化を図り、積極的に国内外の関係省庁・機関と連携するとともに、効率的に事業を実施している。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、インフラシステム輸出の促進につながる国際協力・連携等の推進のための継続的な取組を、効果的に実施する。

また、速やかな対応が求められている交通問題、大都市問題、防災・水資源管理の問題等の環境・安全に関する諸問題の解決への取組を支援することで、国際協力、連携の強化に努める。

備考

本事業は非 ODA 事業を含む。



第5回海外水インフラ PPP 協議会



第11回日ASEAN 交通大臣会合

環境省

クリーンアジアイニシアティブの推進

政策

施策

事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価

評価時期：平成25年8月

評価者：環境省

<http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/cai/about.html>

政策等の内容

著しい経済成長により環境負荷が増大しているアジア地域において、自然と共生し環境劣化を回避して「低炭素型・資源循環型」の持続可能な経済発展を実現するために、二国間・多国間での政策対話等を通じてアジア地域における環境政策を充実し、具体的な環境協力プロジェクトの形成及び推進を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

ASEAN + 3 環境大臣会合や東アジア首脳会議環境大臣会合、日中韓三か国環境大臣会合等の国際会議の開催支援を行い、協力案件の形成・推進や、情報共有や人材育成等のキャパシティービルディングなどを通じて、関係国間での協力を強化することができた。また、環境的に持続可能な都市ハイレベルセミナーの開催を行い、持続可能な発展に関する関係者の共通認識を醸成するなど、アジア地域における持続可能な発展の実現に向けた協力の進展に寄与することができた。

●必要性／妥当性

著しい経済成長による環境負荷が増大し、PM2.5 を含む越境大気汚染や黄砂、海洋汚染などの各国内のみならず地域レベルの環境問題が懸念されるアジア地域における環境保全は、日本として持てる技術や経験を活用し早急に取り組むべき課題である。このためには国対国の政策対話、協力事業の実施を進めることが求められており、本事業は国費を投じて優先的に行う必要がある。



第15回日中韓三か国環境大臣会合

●有効性

各種国際会議に日本政府関係者が参加することによって、日本の環境保全に係る取組、技術及び知見を ASEAN 諸国等に示すことができた。また、アジア諸国の抱える諸課題、協力プロジェクト案件の形成に向けた方向性が明らかとなり、今後の政策立案の際の基礎資料として役立てることができたことから、本事業の実施は非常に有効であった。

●効率性／適切性

業務の請負又は委託先は少額事業を除き競争入札により選定することで、適切かつ効率的な支出が行われるようにしている。また、請負又は委託業者と緊密な連絡調整を行い、業務の進捗状況や業務内容を随時確認すること等により、適切な予算執行が行われるように努めた。

教訓・政策への反映・対応策

ASEAN + 3 環境大臣会合や東アジア首脳会議環境大臣会合等の国際会議の実施支援や、日中韓環境大臣会合の合意に基づく各種プロジェクト実施については、日本としても定期的に応分の負担を行う必要があるが、これまでの事業経験を基に、より効果的・効率的な予算執行が行えるよう継続して工夫をおこなう。

備考

当該政策・施策は、非 ODA 事業も含む。